

登記識別情報通知について

「登記識別情報通知」は、平成17年の不動産登記法改正によって「登記済証（権利証）」の制度が廃止されたことにもない、新たに法務局から発行されることとなったものです。

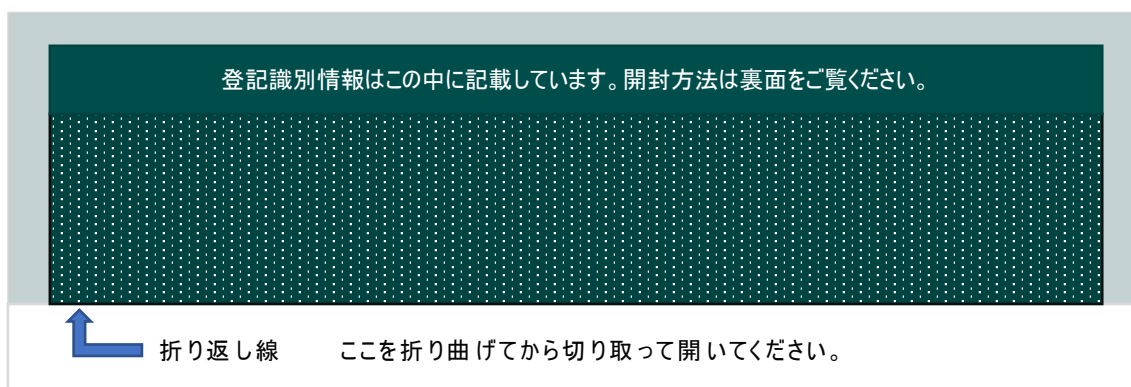
登記識別情報は、次に登記手続き（所有権移転登記、抵当権設定登記など）をする際に、従来の登記済証（権利証）に代わって法務局へ提出する必要があるものなので大切に保管するようにしてください。

【重要】登記識別情報は開封しないでください

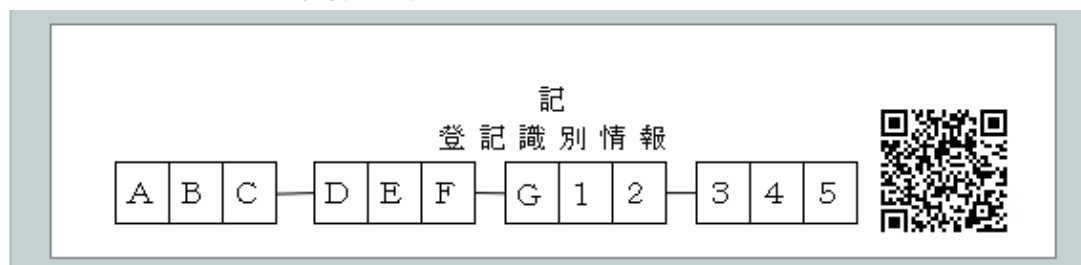
下のイメージ図にあるように、登記識別情報通知の下の方の部分に「登記識別情報」が記載されています。その内容を確認するためには、折り返し線を折り曲げてから切り取る必要がありますが、1度開封すると元に戻すことはできません。不動産の所有者がご自分で登記識別情報の内容を確認する一切必要はありませんので、開封しないことを強くお勧めします。

登記識別情報のイメージ

（実物の登記識別情報通知はA4サイズです。このイメージ図は用紙下部のみを表しています）



開封後のイメージ（実際には開封しないでください）



登記識別情報や、その他の不動産登記手続きのことについては、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

千葉県松戸市松戸 1176-2 KAMEI. BLD. 306

司法書士 高島 一寛 事務所

電話：047-703-3201

メール info@office-takashima.com